

新型コロナウイルス感染症発生時介護施設、障害者支援施設等支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症発生時における必要なサービス提供体制の継続を支援するため、介護施設、障害者支援施設等が新型コロナウイルス感染症の発生した介護施設、障害者支援施設等へ応援職員の派遣を行うために必要な経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護施設、障害者支援施設等 以下の施設・事業所で岩手県内に所在するものをいう。

ア 介護施設・高齢者施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

イ 多機能型サービス事業所

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

ウ 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

エ 障害者支援施設

施設入所支援事業所、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設

オ アからエまでに掲げるもののほか、県が職員の派遣を必要と認める施設等

(2) 直接派遣 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した介護施設、障害者支援施設等に対し、他法人の運営する介護施設、障害者支援施設等から応援職員を派遣することをいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 この補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、介護施設、障害者支援施設等が新型コロナウイルス感染症の発生した介護施設、障害者支援施設等に対し応援職員の直接派遣を行う事業とし、これに対する補助対象経費及び基準額は、別表第1のとおりとする。

2 補助金の交付額は、別表第1に定める基準額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額を比較して少ない方の額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的の変更を伴わない内容の軽微な変更とする。

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第6 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第7 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(前金払)

第8 知事は、必要があると認める場合は、補助金を前金払いすることがある。

2 補助事業者が補助金の前金払いを請求しようとする場合は、新型コロナウイルス感染症発生時介護施設、障害者支援施設等支援事業費補助金前金払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第9 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第6号)により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第10 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月21日から施行する。

別表第1（第3関係）

補助対象経費	補助基準額
<p>応援職員の派遣要請があった日から直接派遣された応援職員が派遣元の介護施設、障害者支援施設等に復帰するまでの間に要した、応援職員の直接派遣に伴い発生する次の経費※</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応援職員の派遣調整や勤務変更等に伴う派遣元法人職員の業務量の増加に対する割増賃金・手当 2 応援職員の派遣元の介護施設、障害者支援施設等においてかかり増しとなる消耗品費、通信運搬費、使用料及び旅費 3 応援職員が派遣前に実施したPCR検査等の経費 4 応援職員が派遣期間終了後に実施したPCR検査等の結果の判明後から職場復帰までの間に要した宿泊費 5 その他応援職員の直接派遣に要する経費で知事が必要と認めるもの 	<p>派遣職員の派遣日数に2万円を乗じた額。ただし、派遣日数は派遣職員1人につき5日を上限とする。</p>

※1 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金及び障害福祉サービス支援事業費補助金の交付対象となっている経費については、補助対象外であること。

※2 感染症が発生した施設等と同一法人内での応援職員の派遣は、補助対象外であること。

別表第2（第11関係）

条 項	提 出 書 類 及 び 添 付 書 類	様 式	提 出 部 数	提 出 期 日
規則第4条の 規定による書 類	1 新型コロナウイルス感染症発生 時介護施設、障害者支援施設等支 援事業費補助金交付申請書 2 その他知事が必要と認める書類	様式第1号	1部 1部	別に定める。
規則第6条第 1項第1号、第 2号及び第3 号の規定によ り承認を受け る場合の書類	1 新型コロナウイルス感染症発生 時介護施設、障害者支援施設等支 援事業費補助金変更（中止、廃止） 申請書 2 その他知事が必要と認める書類	様式第2号	1部 1部	別に定める。
規則第13条第 1項の規定に よる書類	1 新型コロナウイルス感染症発生 時介護施設、障害者支援施設等支 援事業費補助金実績報告書 2 新型コロナウイルス感染症発生 時介護施設、障害者支援施設等支 援事業費補助金請求書 3 その他知事が必要と認める書類	様式第3号 様式第4号	1部 1部 1部	別に定める。